

令和 6 年

第 1 8 回 教 育 委 員 会 会 議

報告第 6 号

秋田県教育委員会

報告第 6 号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和 31 年秋田県教育委員会規則第 10 号）第 4 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和 6 年 11 月 20 日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 6 号参考資料

教総————— 1 7 1 9

令和 6 年 1 1 月 1 8 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和 6 年 1 1 月 1 2 日付け財 - 2 7 9 で照会のあったことについては、原案のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

企画チーム 山崎

内線 5 1 1 2

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和31年秋田県教育委員会規則第10号)第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和6年11月18日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和6年11月12日付け財-279により、次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和6年度秋田県一般会計補正予算(第4号)(教育委員会に関する事項)
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

財 ——— 2 7 9

令和6年11月12日

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(公 印 省 略)

意見の聴取について (照会)

令和6年秋田県議会第2回定例会(12月議会)に次の議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取します。ついては、11月18日(月)までに回答してください。

- 1 令和6年度秋田県一般会計補正予算(第4号)(教育委員会に関する事項)
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案



担 当 : 総務部財政課

調整・予算第一チーム 細谷

電 話 : 018-860-1105

令和 6年度補正予算内容説明書

教育庁総務課
(単位：千円)

一般会計

款 10	番 項	目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
						特 定	一 般	
			教育費		1,665	諸 7	1,658	
	1		教育総務費		1,665	諸 7	1,658	
	2		事務局費		865	諸 5	860	
				01 事務局管理費	865	諸 5	860	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	6		総合教育センター費		800	諸 2	798	
				総合教育センター費	800	諸 2	798	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
			合計		1,665	諸 7	1,658	

令和 6年度補正予算内容説明書

一般会計
教育庁総務課施設整備室
(単位：千円)

款	番 項	目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
						特 定	一 般	
10			教育費		377	2	375	
	1		教育総務費		377	2	375	
	2		事務局費		377	2	375	
			事務局管理費	01 事務局管理費	377	2	375	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
			合計		377	2	375	

令和 6年度補正予算内容説明書

教職員給与課
(単位：千円)

一般会計

款	番 号	科 目 名	事	業 名	予 算 額	財 源		備 考
						特 定	一 般	
10		教育費			2, 131, 369	国 諸 計 429, 349 11 429, 360	1, 702, 009	
	1	教育総務費			32, 939	諸 11	32, 928	
	2	事務局費			30, 630		30, 630	
			給与費	01 給与費	30, 630		30, 630	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 2. 職員手当等 3. 共 済 費 9, 300 15, 040 6, 290
	3	教職員人事費			2, 309	諸 11	2, 298	
			教職員人事管理費	01 教育委員会 I T 化推進事業	2, 309	諸 11	2, 298	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	2	小学校費			1, 075, 120	国 312, 267	762, 853	
					1, 075, 120	国 312, 267	762, 853	
	1	教職員費			1, 160, 193	国 312, 267	847, 926	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 2. 職員手当等 3. 共 済 費 705, 717 304, 783 149, 693
			給与費	01 給与費 02 少人数学習推進事業	△85, 073		△85, 073	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 2. 職員手当等 3. 共 済 費 △49, 817 △23, 883 △11, 373

番 号 款 項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
				特 定	一 般	
3	中学校費		449,470	国 122,850	326,620	
1	教職員費		449,470	国 122,850	326,620	
		給与費	394,236	国 122,850	271,386	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 335,838 2. 職員手当等 △15,531 3. 共 済 費 73,929
		02 少人数学習推進事業	55,234		55,234	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 36,462 2. 職員手当等 11,781 3. 共 済 費 6,991
4	高等学校費		512,990		512,990	
1	高等学校総務費		512,990		512,990	
		給与費	511,766		511,766	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 381,006 2. 職員手当等 31,090 3. 共 済 費 99,670
		02 少人数学習推進事業	1,224		1,224	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 794 2. 職員手当等 430
5	特別支援学校費		21,810	国 △5,768	27,578	
1	特別支援学校総務費		21,810	国 △5,768	27,578	
		給与費	21,810	国 △5,768	27,578	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △57,100 2. 職員手当等 28,260 3. 共 済 費 50,650

款	番 号 項 目	科 目 名	事	業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
						特 定	一 般		
6		社会教育費			39,920		39,920		
	1	社会教育総務費			39,920		39,920		
			給与費	01 給与費	39,920		39,920	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 24,110 2. 職員手当等 6,760 3. 共 済 費 9,050	
7		保健体育費			△880		△880		
	1	保健体育総務費			△880		△880		
			給与費	01 給与費	△880		△880	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 370 2. 職員手当等 △1,250	
		合計			2,131,369	国 諸 計	429,349 11 429,360	1,702,009	

令和 6年度補正予算内容説明書

一般会計
 幼保推進課
 (単位：千円)

款	番 号 項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
					特 定	一 般	
10		教育費		2,987 諸	15	2,972	
	1	教育総務費		2,987 諸	15	2,972	
	4	教育指導費		2,987 諸	15	2,972	
		教育振興費	01 わか杉っ子！育ちと学び支援事業	380 諸	2	378	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
		幼保指導費	01 幼保指導推進費	2,607 諸	13	2,594	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
		合計		2,987 諸	15	2,972	

令和 6年度補正予算内容説明書

義務教育課
(単位：千円)

一般会計

款	番 号 項 目	科 目 名	事	業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
						特 定	一 般	
10		教育費			23,071 入	14,850	8,221	
	1	教育総務費			23,071 入	14,850	8,221	
	2	事務局費			2,025		2,025	
			教育事務所運営費	01 教育事務所運営費	2,025		2,025	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	3	教職員人事費			380		380	
			教職員人事管理費	01 教職員人事管理費	380		380	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	4	教育指導費			20,666 入	14,850	5,816	
			学校指導費	01 学校指導費	459		459	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
				02 生徒指導総合支援事業	2,537		2,537	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
				03 学校支援スタッフ配置事業	2,820		2,820	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
				04 (新)公立学校情報機器整備事業	14,850 入	14,850		市町村が行う小・中学校等における1人1台端末等の整備に要する経費
		合計			23,071 入	14,850	8,221	

令和 6年度補正予算内容説明書

一般会計
 高校教育課
 (単位：千円)

款 番 号	項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
					特 定	一 般	
10		教育費		87,364		87,364	
1		教育総務費		353		353	
3		教職員人事費		353		353	
		人事管理費	01 教職員人事事務費	353		353	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
4		高等学校費		87,011		87,011	
1		高等学校総務費		49,359		49,359	
		非常勤職員配置事業	01 非常勤職員配置事業	48,886		48,886	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
		学校総務費	01 教員初任者研修事業	473		473	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
2		高等学校管理費		37,652		37,652	
		学校運営費	01 高等学校運営費	26,830		26,830	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費

一般会計

高校教育課
(単位：千円)

番 号	款 項	目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 記		備 考
						特 定	一 般	
				02 少人数学習推進事業 (高等学校)	4,709		4,709	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
				03 秋田を支える人づくり教育推進事業	4,093		4,093	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
				04 高校生学校生活支援事業	2,020		2,020	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
			合計		87,364		87,364	

令和 6年度補正予算内容説明書

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室
(単位：千円)

一般会計

款	項	番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		内 訳	備 考
						特 定	一 般		
10			教育費		1,827	国 諸 計	1,500 2 1,502	325	
	1		教育総務費		327	諸	2	325	
	3		教職員人事費		327	諸	2	325	
			人事管理費	01 教職員人事事務費	327	諸	2	325	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	4		高等学校費		1,500	国	1,500		
	2		高等学校管理費		1,500	国	1,500		
			学校運営費	01 全国高等学校総合文化祭あきた大会 開催事業	1,500	国	1,500		令和8年度に本県で開催される全国高等学校総合文 化祭の広報啓発に要する経費
			合計		1,827	国 諸 計	1,500 2 1,502	325	

令和 6年度補正予算内容説明書

一般会計

特別支援教育課
(単位：千円)

款	番 項	科 目 名	事	業 名	予 算 額	財 源		備 考
						特 定	一 般	
10		教育費			36,476		36,476	
	1	教育総務費			936		936	
	4	教育指導費			936		936	
			特別支援学校等管理指導費	01 特別支援学校等管理指導費	340		340	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
			教育振興費	01 特別支援学校生の職域拡大・職場定着促進事業	596		596	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	5	特別支援学校費			35,540		35,540	
	1	特別支援学校総務費			15,236		15,236	
			非常勤講師等配置事業費	01 非常勤講師等配置事業	15,236		15,236	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	2	特別支援学校管理費			20,304		20,304	
			特別支援学校運営費	01 特別支援学校運営費	19,779		19,779	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費

一般会計

特別支援教育課
(単位：千円)

番 号	科 目 名	事	業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
					特 定	一 般	
			02 特別支援学校教員の専門性向上・サポート事業	525		525	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	合計			36,476		36,476	

令和 6年度補正予算内容説明書

生涯学習課
(単位：千円)

一般会計

款 10	番 項 目	科 目 名	事	業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
						特 定	一 般	
		教育費			28,146	諸 △150	28,296	
	6	社会教育費			28,146	諸 △150	28,296	
	1	社会教育総務費			955		955	
			指導体制充実費	01 総務管理費	955		955	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	4	芸術文化振興費			12,654		12,654	
			芸術文化振興事業費	01 近代美術館管理運営費	3,740		3,740	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
				02 博物館管理運営費	6,597		6,597	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
				03 農業科学館管理運営費	2,317		2,317	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
	8	生涯学習振興費			14,537	諸 △150	14,687	
			生涯学習振興事業費	01 生涯学習センター管理運営費	863		863	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費

番 号 款 項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
				特 定	一 般	
		02 図書館管理運営費	5,443		5,443	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
		03 青少年交流センター管理運営費	5,832	諸 △150	5,982	青少年交流センター空調設備更新工事等による休館 に伴う休業補償に要する経費
		04 少年自然の家管理運営費	2,168		2,168	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
		05 ニュースローマールに対応した体験活動 構築事業	231		231	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
	合計		28,146	諸 △150	28,296	

令和 6年度補正予算内容説明書

一般会計
生涯学習課文化財保護室
(単位：千円)

款	番 号 項 目	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
					特 定	一 般	
10		教育費		9,306	国 7,963 諸 47 計 8,010	1,296	
	6	社会教育費		9,306	国 7,963 諸 47 計 8,010	1,296	
	3	文化財保護費		9,306	国 7,963 諸 47 計 8,010	1,296	
			文化財保護・活用事業 費	325	諸 2	323	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費等
			埋蔵文化財発掘調査及 び分布調査費	8,555	国 7,963 諸 41 計 8,004	551	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
			埋蔵文化財センター管 理運営費	426	諸 4	422	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
		合計		9,306	国 7,963 諸 47 計 8,010	1,296	

令和 6年度補正予算内容説明書

一般会計
保健体育課
(単位：千円)

款	番 項	目	科 目 名	事	業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
							特 定	一 般	
10			教育費			338	諸	2 336	
	7		保健体育費			338	諸	2 336	
		1	保健体育総務費			338	諸	2 336	
			保健体育指導・運営費		01 保健体育指導・運営費	338	諸	2 336	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
			合計			338	諸	2 336	

令和 6年度補正予算内容説明書

一般会計
福利課
(単位：千円)

款 番 号	科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源		備 考
				特 定	一 般	
10	教育費		41,702	諸	1 41,701	
1	教育総務費		41,702	諸	1 41,701	
2	事務局費		332	諸	1 331	
		福利厚生費	332	諸	1 331	人件費の実績見込みによる補正 会計年度任用職員給与費
3	教職員人事費		41,370		41,370	
		給与費	41,370		41,370	人件費の実績見込みによる補正 児童手当
	合計		41,702	諸	1 41,701	

第2表 経費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	変更前		変更後	
			総額	年度	総額	年度
10 教育費	4 高等学校費	横手高等学校整備事業 (建築工事分)	6,255,059	令和2年度	7,433,148	令和2年度
				令和3年度		令和3年度
				令和4年度		令和4年度
				令和5年度		令和5年度
				令和6年度		令和6年度
				令和7年度		令和7年度
10 教育費	4 高等学校費	大曲高等学校整備事業 (建築工事分)	6,981,010	令和3年度	7,245,357	令和3年度
				令和4年度		令和4年度
				令和5年度		令和5年度
				令和6年度		令和6年度
				令和7年度		令和7年度
				令和8年度		令和8年度

第 4 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加 分

事 項	期 間	限 度	額
全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業 (令和6年度分)	令和7年度	全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業費	13,869千円
あきたMuseum機能強化事業 (令和6年度分)	令和7年度	あきたMuseum機能強化事業費	40,458千円
県立美術館管理運営費 (令和6年度分)	令和7年度から令和8年度まで	県立美術館管理運営費	240,390千円

議案第 号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十一・二五」に改める。

第二十三条第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十一・二五」に改める。

第二十四条第二項の表秋田県の項中「一七、八〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「七、三六〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表前項第二号に掲げる地域の項中「二六、三八〇円」を「二九、四〇〇円」に、「一四、五八〇円」を「一六、二〇〇円」に、「一〇、三四〇円」を「一一、五〇〇円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

教 育 職 給 料 表

1 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	201,319	222,266	326,199	416,536
	2	203,635	224,684	328,314	418,047
	3	205,951	227,101	330,429	419,557
	4	208,167	229,518	332,544	420,967
	5	210,383	231,935	334,558	422,277
	6	212,699	234,352	336,673	423,686
	7	214,915	236,769	338,788	425,096
	8	217,130	239,186	340,903	426,506
	9	219,346	241,603	342,917	427,916
	10	221,562	243,214	345,032	429,326
	11	223,777	244,826	347,147	430,736
	12	225,993	246,437	349,161	432,045
	13	228,208	248,048	351,175	433,355
	14	230,323	249,559	352,686	434,765
	15	232,438	250,969	354,197	436,175
	16	234,553	252,379	355,707	437,584
	17	236,668	253,789	357,117	438,793
	18	238,481	254,997	358,527	440,102
	19	240,193	256,206	359,937	441,311
	20	241,905	257,414	361,347	442,620
	21	243,617	258,824	362,757	443,728
	22	244,926	260,033	364,066	444,836
	23	246,235	261,342	365,375	446,044
	24	247,545	262,651	366,685	447,253
	25	248,753	263,960	367,893	448,562
	26	249,861	265,874	369,202	449,770
	27	250,969	267,687	370,411	450,777
	28	252,077	269,499	371,619	451,885
	29	253,285	271,212	372,828	453,094
	30	254,594	273,427	374,036	453,899
	31	255,803	275,643	375,245	454,705
	32	257,011	277,858	376,353	455,612
	33	258,119	280,074	377,461	456,518
	34	259,328	282,290	378,669	457,021
	35	260,536	284,505	379,878	457,525
	36	261,745	286,620	380,985	458,029

	37	262, 953	288, 634	382, 093	458, 532
	38	264, 162	290, 548	383, 302	
	39	265, 370	292, 461	384, 510	
	40	266, 579	294, 274	385, 618	
	41	267, 787	296, 087	386, 726	
	42	268, 895	298, 000	387, 934	
	43	270, 003	299, 813	389, 143	
	44	271, 111	301, 525	390, 251	
	45	272, 118	303, 237	391, 359	
	46	272, 924	305, 050	392, 567	
	47	273, 729	306, 762	393, 776	
	48	274, 535	308, 374	394, 984	
	49	275, 240	309, 985	396, 193	
	50	276, 046	311, 697	397, 502	
	51	276, 751	313, 510	398, 710	
	52	277, 456	315, 222	399, 919	
	53	278, 261	316, 531	401, 127	
	54	279, 067	318, 445	402, 437	
	55	279, 873	320, 257	403, 444	
	56	280, 578	321, 969	404, 552	
	57	281, 283	323, 681	405, 760	
	58	282, 088	325, 595	406, 969	
	59	282, 894	327, 307	408, 177	
	60	283, 599	329, 019	409, 386	
	61	284, 203	330, 731	410, 493	
	62	284, 908	332, 544	411, 501	
	63	285, 613	334, 357	412, 810	
	64	286, 217	336, 069	414, 018	
	65	286, 922	337, 781	415, 227	
	66	287, 627	339, 090	416, 335	
	67	288, 332	340, 399	417, 442	
	68	289, 037	341, 709	418, 550	
	69	289, 742	343, 219	419, 557	
	70	290, 548	344, 730	420, 766	
	71	291, 253	346, 240	421, 974	
	72	291, 958	347, 751	423, 183	
	73	292, 461	349, 161	423, 787	
	74	293, 166	350, 672	424, 593	
	75	293, 871	352, 182	425, 298	
	76	294, 476	353, 693	425, 801	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	77	295, 080	355, 103	426, 104	
	78	295, 785	356, 614	426, 406	
	79	296, 389	358, 124	426, 808	
	80	296, 993	359, 635	427, 211	

81	297, 598	361, 045	427, 513
82	298, 202	362, 354	427, 916
83	298, 806	363, 663	428, 218
84	299, 410	364, 872	428, 521
85	299, 914	366, 080	428, 823
86	300, 417	367, 289	429, 226
87	300, 921	368, 497	429, 528
88	301, 425	369, 605	429, 830
89	301, 827	370, 713	430, 132
90	302, 432	371, 821	430, 434
91	302, 935	372, 929	430, 736
92	303, 439	374, 036	430, 938
93	303, 741	375, 144	431, 139
94	304, 244	376, 353	
95	304, 748	377, 461	
96	305, 151	378, 568	
97	305, 554	379, 575	
98	306, 057	380, 583	
99	306, 561	381, 489	
100	306, 964	382, 395	
101	307, 366	383, 201	
102	307, 769	384, 208	
103	308, 172	385, 115	
104	308, 474	386, 021	
105	308, 676	386, 827	
106	308, 978	387, 733	
107	309, 280	388, 639	
108	309, 481	389, 546	
109	309, 683	390, 351	
110	309, 884	391, 359	
111	310, 186	392, 265	
112	310, 488	393, 171	
113	310, 690	393, 776	
114	310, 891	394, 682	
115	311, 093	395, 588	
116	311, 395	396, 495	
117	311, 697	397, 300	
118	311, 898	398, 005	
119	312, 201	398, 811	
120	312, 503	399, 617	
121	312, 704	400, 221	
122	312, 905	400, 926	
123	313, 107	401, 631	
124	313, 409	402, 235	

	125	313, 711	402, 840		
	126		403, 544		
	127		404, 048		
	128		404, 652		
	129		405, 257		
	130		405, 861		
	131		406, 364		
	132		406, 868		
	133		407, 170		
	134		407, 472		
	135		407, 774		
	136		408, 076		
	137		408, 379		
	138		408, 681		
	139		408, 983		
	140		409, 285		
	141		409, 587		
	142		409, 889		
	143		410, 191		
	144		410, 493		
	145		410, 695		
	146		410, 997		
	147		411, 299		
	148		411, 501		
	149		411, 702		
	150		412, 004		
	151		412, 306		
	152		412, 508		
	153		412, 709		
	154		413, 011		
	155		413, 313		
	156		413, 515		
	157		413, 716		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 231, 330	円 277, 959	円 332, 343	円 414, 824

備考 1 この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表(2)の適用を受ける職員を除く。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

2 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	201,319	248,048	357,117	426,909
	2	203,635	249,559	358,527	428,722
	3	205,951	250,969	359,937	430,535
	4	208,167	252,379	361,347	432,146
	5	210,383	253,789	362,757	433,657
	6	212,699	254,997	364,066	435,167
	7	214,915	256,206	365,375	436,980
	8	217,130	257,414	366,685	438,793
	9	219,346	258,824	367,893	440,505
	10	221,562	260,033	369,404	442,318
	11	223,777	261,342	370,914	444,231
	12	225,993	262,651	372,324	446,044
	13	228,208	263,960	373,634	447,756
	14	230,323	265,874	375,144	449,670
	15	232,438	267,687	376,655	451,482
	16	234,553	269,499	378,065	453,396
	17	236,668	271,212	379,475	455,108
	18	238,481	273,427	380,985	456,921
	19	240,193	275,643	382,395	458,734
	20	241,905	277,858	383,805	460,546
	21	243,617	280,074	385,215	462,158
	22	244,926	282,290	386,726	463,870
	23	246,235	284,505	388,237	465,783
	24	247,545	286,620	389,646	467,495
	25	248,753	288,634	390,956	469,207
	26	249,962	290,548	392,466	470,819
	27	251,170	292,461	393,977	472,329
	28	252,379	294,274	395,488	473,840
	29	253,487	296,087	396,898	475,351
	30	254,695	298,000	398,408	476,660
	31	255,904	299,813	399,919	477,969
	32	257,112	301,525	401,430	479,278
	33	258,220	303,237	402,840	480,487
	34	259,529	305,050	404,451	481,192
	35	260,838	306,762	406,062	481,897
	36	262,148	308,374	407,573	482,602
	37	263,558	309,985	408,781	483,206
	38	264,968	311,697	410,191	
	39	266,277	313,510	411,601	
	40	267,586	315,222	412,911	

	41	268, 895	316, 531	414, 522
	42	269, 902	318, 445	415, 932
	43	270, 909	320, 257	417, 241
	44	271, 816	321, 969	418, 651
	45	272, 521	323, 681	420, 061
	46	273, 326	325, 595	421, 370
	47	274, 132	327, 307	422, 881
	48	274, 938	329, 019	424, 391
	49	275, 743	330, 731	426, 003
	50	276, 549	332, 544	427, 413
	51	277, 254	334, 357	429, 024
	52	278, 060	336, 069	430, 535
	53	278, 865	337, 781	432, 247
	54	279, 671	339, 090	433, 757
	55	280, 477	340, 399	435, 369
	56	281, 283	341, 709	436, 980
	57	281, 988	343, 219	438, 491
	58	282, 592	344, 831	440, 001
	59	283, 397	346, 341	441, 210
	60	284, 304	347, 953	442, 419
	61	285, 110	349, 463	443, 627
	62	285, 714	351, 075	444, 936
	63	286, 519	352, 686	446, 145
	64	287, 224	354, 197	447, 353
	65	288, 232	355, 707	448, 461
	66	289, 037	357, 319	449, 670
	67	289, 843	358, 930	450, 878
	68	290, 548	360, 441	452, 087
	69	291, 253	361, 951	453, 295
	70	292, 059	363, 563	454, 504
	71	292, 864	365, 174	455, 712
	72	293, 569	366, 685	456, 921
	73	294, 274	368, 195	458, 029
	74	294, 979	369, 807	458, 633
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	75	295, 684	371, 418	459, 136
	76	296, 288	372, 929	459, 640
	77	296, 893	374, 439	460, 143
	78	297, 598	375, 849	
	79	298, 303	377, 259	
	80	298, 907	378, 568	
	81	299, 511	379, 878	
	82	300, 216	381, 288	
	83	300, 921	382, 698	
	84	301, 626	384, 007	
	85	302, 331	385, 115	
	86	303, 137	386, 524	
	87	303, 842	387, 834	
	88	304, 547	389, 143	

89	305, 252	390, 351
90	306, 158	391, 661
91	306, 964	392, 769
92	307, 769	393, 977
93	308, 273	395, 186
94	309, 078	396, 293
95	309, 884	397, 502
96	310, 690	398, 710
97	311, 395	400, 120
98	312, 201	401, 127
99	313, 006	402, 135
100	313, 711	403, 142
101	314, 517	404, 048
102	315, 423	405, 055
103	316, 330	406, 163
104	317, 135	407, 271
105	317, 740	407, 976
106	318, 545	408, 882
107	319, 351	409, 788
108	320, 157	410, 695
109	320, 862	411, 501
110	321, 264	412, 306
111	321, 667	413, 112
112	322, 171	413, 918
113	322, 674	414, 522
114	323, 077	415, 227
115	323, 581	415, 932
116	323, 984	416, 637
117	324, 487	417, 241
118	324, 991	417, 745
119	325, 394	418, 147
120	325, 897	418, 450
121	326, 401	418, 752
122	326, 803	419, 054
123	327, 307	419, 356
124	327, 811	419, 557
125	328, 415	419, 759
126	328, 717	420, 061
127	329, 019	420, 363
128	329, 321	420, 564
129	329, 523	420, 766
130	329, 825	421, 068
131	330, 127	421, 370
132	330, 328	421, 572
133	330, 530	421, 773
134	330, 731	422, 075
135	330, 933	422, 377
136	331, 235	422, 579

	137	331,537	422,780		
	138	331,738	423,082		
	139	332,040	423,384		
	140	332,343	423,586		
	141	332,544	423,787		
	142	332,745	424,089		
	143	333,047	424,391		
	144	333,249	424,593		
	145	333,551	424,794		
	146	333,752			
	147	334,055			
	148	334,357			
	149	334,558			
	150	334,760			
	151	335,062			
	152	335,364			
	153	335,565			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		240,193	281,081	338,989	424,895

備考1 この表は、市町村立の中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で、当該中学校における教育と一貫して教育を施す高等学校の教科を担当するもの（教育委員会規則で定める職員に限る。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	184,802	231,633	263,155	289,339	311,999	337,378
	2	185,910	233,143	264,162	290,951	313,711	339,291
	3	187,119	234,654	265,169	292,461	315,423	341,104
	4	188,226	236,164	266,176	293,972	316,934	342,917
	5	189,334	237,675	267,183	295,483	318,344	344,629
	6	191,046	239,186	268,190	296,993	319,653	346,341
	7	192,658	240,696	269,197	298,403	320,962	347,953
	8	194,269	242,207	270,204	299,712	322,272	349,665
	9	195,880	243,718	271,212	300,921	323,581	351,276
	10	197,593	245,128	272,219	302,432	325,394	352,988
	11	199,204	246,538	273,226	303,942	327,206	354,599
	12	200,815	247,948	274,233	305,352	328,918	356,211
	13	202,427	249,156	275,240	306,762	330,630	357,721
	14	204,139	250,365	276,247	307,870	332,343	359,433
	15	205,851	251,573	277,254	308,877	334,055	361,045
	16	207,563	252,782	278,362	310,086	335,767	362,656
	17	208,872	253,889	279,369	311,294	337,378	364,268
	18	210,483	254,997	280,678	312,905	339,090	366,080
	19	212,095	256,105	281,988	314,517	340,802	367,591
	20	213,605	257,213	283,196	316,128	342,414	369,202
	21	215,116	258,220	284,505	317,639	343,924	370,612
	22	216,727	259,227	285,814	319,250	345,536	372,224
	23	218,339	260,234	287,023	320,862	347,147	373,835
	24	219,950	261,241	288,232	322,473	348,658	375,346
	25	221,562	262,248	289,339	323,984	350,067	377,259
	26	223,274	263,155	290,548	325,696	351,780	379,173
	27	224,583	264,061	291,857	327,307	353,391	381,086
	28	225,892	264,968	293,166	328,918	355,002	382,899
	29	227,201	265,773	294,476	330,328	356,211	384,410
	30	228,309	266,579	295,483	332,040	357,721	386,222
	31	229,417	267,385	296,490	333,752	359,232	387,934
	32	230,525	268,190	297,598	335,364	360,743	389,546
	33	231,633	268,895	298,705	336,572	362,455	391,258
	34	232,740	269,701	299,914	338,486	364,268	392,668
	35	233,848	270,507	301,022	340,198	365,980	394,078
	36	234,956	271,212	302,230	341,809	367,692	395,488
	37	236,064	271,917	303,439	343,320	369,102	396,898
	38	237,071	272,722	304,748	344,931	370,411	398,106
	39	238,078	273,528	306,057	346,543	371,619	399,315
	40	238,984	274,233	307,366	348,154	373,029	400,322

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	41	239, 891	274, 938	308, 676	349, 866	374, 137	401, 430
	42	240, 797	275, 743	309, 985	351, 679	375, 044	402, 638
	43	241, 603	276, 549	311, 294	353, 492	376, 051	403, 746
	44	242, 408	277, 254	312, 603	355, 304	377, 158	404, 854
	45	243, 113	277, 959	313, 913	356, 815	377, 964	405, 559
	46	243, 718	278, 664	315, 222	358, 225	378, 871	406, 264
	47	244, 322	279, 369	316, 531	359, 635	379, 777	406, 969
	48	244, 926	280, 074	317, 639	361, 045	380, 583	407, 674
	49	245, 530	280, 779	318, 545	362, 556	381, 388	408, 278
	50	246, 135	281, 484	319, 854	363, 361	382, 194	408, 882
	51	246, 739	282, 189	321, 164	364, 368	383, 000	409, 386
	52	247, 243	282, 894	322, 473	365, 375	383, 705	409, 788
	53	247, 746	283, 498	323, 681	366, 282	384, 410	410, 191
	54	248, 149	284, 203	324, 991	367, 390	385, 115	410, 393
	55	248, 451	284, 807	326, 199	368, 296	385, 820	410, 695
	56	248, 753	285, 512	327, 408	369, 303	386, 524	410, 997
	57	249, 055	286, 117	328, 717	370, 209	387, 028	411, 299
	58	249, 357	286, 822	329, 825	370, 914	387, 632	411, 601
	59	249, 660	287, 426	330, 933	371, 619	388, 237	411, 903
	60	249, 962	288, 131	332, 040	372, 224	388, 942	412, 206
	61	250, 264	288, 735	332, 745	372, 627	389, 344	412, 407
	62	250, 566	289, 440	333, 652	373, 231	389, 949	412, 709
	63	250, 868	290, 044	334, 357	373, 936	390, 553	413, 011
	64	251, 170	290, 548	335, 162	374, 641	391, 056	413, 313
	65	251, 472	291, 051	335, 968	374, 943	391, 459	413, 515
	66	251, 775	291, 656	336, 371	375, 648	392, 064	413, 817
	67	252, 077	292, 159	336, 975	376, 353	392, 668	414, 119
	68	252, 379	292, 763	337, 680	376, 957	393, 171	414, 421
	69	252, 681	293, 267	338, 486	377, 259	393, 574	414, 623
	70	252, 983	293, 771	339, 191	377, 763	394, 078	414, 925
	71	253, 285	294, 375	339, 896	378, 367	394, 581	415, 227
	72	253, 587	294, 979	340, 500	378, 971	395, 186	415, 428
	73	253, 889	295, 483	341, 004	379, 273	395, 488	415, 630
	74	254, 192	295, 986	341, 608	379, 878	395, 891	415, 932
	75	254, 494	296, 389	342, 111	380, 583	396, 293	416, 234
	76	254, 796	296, 691	342, 716	381, 187	396, 696	416, 435
	77	255, 098	296, 893	343, 018	381, 590	396, 998	416, 637
	78	255, 400	297, 195	343, 521	382, 093	397, 300	416, 939
	79	255, 702	297, 396	343, 924	382, 698	397, 603	417, 241
	80	256, 004	297, 698	344, 327	383, 201	397, 804	417, 442
	81	256, 306	297, 900	344, 730	383, 705	398, 005	417, 644
	82	256, 609	298, 101	345, 233	384, 309	398, 308	417, 946
	83	256, 911	298, 403	345, 737	384, 812	398, 610	418, 248
	84	257, 213	298, 605	346, 240	385, 115	398, 811	418, 450

	85	257, 515	298, 907	346, 543	385, 517	399, 013	418, 651
	86	257, 817	299, 209	346, 945	386, 021	399, 315	
	87	258, 119	299, 511	347, 348	386, 424	399, 617	
	88	258, 421	299, 813	347, 751	386, 827	399, 818	
	89	258, 723	300, 115	348, 053	387, 229	400, 020	
	90	259, 026	300, 417	348, 456	387, 733	400, 322	
	91	259, 328	300, 720	348, 859	388, 136	400, 624	
	92	259, 630	301, 122	349, 262	388, 539	400, 825	
	93	259, 932	301, 324	349, 463	388, 841	401, 027	
	94		301, 525	349, 866			
	95		301, 827	350, 269			
	96		302, 230	350, 672			
	97		302, 432	350, 873			
	98		302, 734	351, 276			
	99		303, 137	351, 679			
	100		303, 539	351, 981			
	101		303, 741	352, 283			
	102		304, 043	352, 686			
	103		304, 345	353, 089			
	104		304, 647	353, 492			
	105		304, 849	353, 995			
	106		305, 151	354, 398			
	107		305, 453	354, 801			
	108		305, 755	355, 204			
	109		305, 956	355, 707			
	110		306, 359	356, 110			
	111		306, 762	356, 412			
	112		307, 064	356, 714			
	113		307, 266	357, 218			
	114		307, 467				
	115		307, 769				
	116		308, 172				
	117		308, 374				
	118		308, 575				
	119		308, 877				
	120		309, 179				
	121		309, 582				
	122		309, 783				
	123		310, 086				
	124		310, 388				
	125		310, 690				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 193, 363	円 221, 058	円 261, 846	円 281, 685	円 296, 993	円 322, 876

備考 この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の事務職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	189,939	229,014	260,335	280,578	305,654
	2	192,053	230,323	261,543	281,383	307,165
	3	194,168	231,633	262,651	282,189	308,676
	4	196,283	232,942	263,759	282,995	310,186
	5	198,297	234,150	264,867	283,800	311,697
	6	200,312	235,258	265,672	284,606	313,107
	7	202,326	236,265	266,478	285,412	314,517
	8	204,139	237,272	267,284	286,117	315,927
	9	205,951	238,380	268,090	286,822	317,236
	10	207,865	239,589	268,895	287,527	318,646
	11	209,778	240,898	269,701	288,232	320,056
	12	211,893	242,207	270,507	289,037	321,466
	13	213,605	243,516	271,312	289,843	322,876
	14	215,620	244,826	272,118	290,649	324,487
	15	217,835	246,135	272,924	291,454	325,998
	16	219,950	247,343	273,729	292,159	327,508
	17	222,065	248,552	274,535	292,864	329,019
	18	223,173	249,760	275,341	293,972	330,630
	19	224,281	250,969	276,146	295,080	332,141
	20	225,388	252,177	276,952	296,288	333,652
	21	226,496	253,285	277,758	297,497	335,162
	22	227,403	254,192	278,563	298,705	336,774
	23	228,309	254,997	279,369	299,914	338,284
	24	229,215	255,803	280,175	301,122	339,795
	25	230,122	256,609	280,980	302,331	341,306
	26	231,028	257,414	281,887	303,539	342,917
	27	231,935	258,220	282,793	304,748	344,528
	28	232,841	259,026	283,599	305,956	346,039
	29	233,747	259,831	284,405	307,165	347,348
	30	234,654	260,637	285,311	308,374	348,859
	31	235,560	261,443	286,217	309,481	350,370
	32	236,467	262,248	287,023	310,690	351,880
	33	237,272	263,054	287,829	311,999	353,391
	34	238,078	263,860	288,936	313,208	354,902
	35	238,884	264,565	289,944	314,416	356,412
	36	239,689	265,370	290,951	315,625	357,822

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	37	240, 495	266, 277	291, 958	316, 833	359, 232
	38	241, 301	267, 082	293, 066	317, 941	360, 843
	39	242, 106	267, 888	294, 073	319, 149	362, 354
	40	242, 912	268, 694	295, 080	320, 358	363, 865
	41	243, 516	269, 499	296, 087	321, 567	365, 073
	42	244, 121	270, 305	297, 094	322, 876	366, 181
	43	244, 725	271, 111	298, 101	324, 185	367, 390
	44	245, 228	271, 917	299, 108	325, 394	368, 497
	45	245, 732	272, 621	300, 115	326, 300	369, 504
	46	246, 336	273, 427	301, 324	327, 508	370, 310
	47	246, 840	274, 233	302, 432	328, 717	371, 317
	48	247, 243	275, 039	303, 539	329, 925	372, 425
	49	247, 645	275, 743	304, 647	331, 033	373, 432
	50	248, 149	276, 549	305, 755	332, 040	374, 439
	51	248, 652	277, 254	306, 863	333, 047	375, 446
	52	249, 156	277, 959	307, 971	333, 954	376, 353
	53	249, 458	278, 664	309, 078	334, 860	377, 158
	54	249, 760	279, 369	310, 186	335, 867	377, 964
	55	250, 062	280, 074	311, 294	336, 874	378, 871
	56	250, 365	280, 779	312, 402	337, 781	379, 676
	57	250, 667	281, 484	313, 409	338, 284	380, 180
	58	250, 969	282, 189	314, 416	339, 191	380, 985
	59	251, 271	282, 894	315, 423	339, 896	381, 791
	60	251, 573	283, 498	316, 430	340, 802	382, 597
	61	251, 875	284, 102	317, 437	341, 507	383, 000
	62	252, 177	284, 807	318, 445	341, 809	383, 705
	63	252, 479	285, 512	319, 452	342, 313	384, 410
	64	252, 782	286, 117	320, 358	342, 917	385, 014
	65	253, 084	286, 721	321, 264	343, 521	385, 417
	66	253, 386	287, 426	322, 070	344, 226	385, 920
	67	253, 688	288, 131	322, 775	344, 931	386, 524
	68	253, 990	288, 735	323, 480	345, 536	387, 129
	69	254, 292	289, 339	324, 084	346, 240	387, 532
	70	254, 594	290, 044	324, 789	346, 744	388, 035
	71	254, 897	290, 749	325, 394	347, 348	388, 539
	72	255, 098	291, 354	325, 998	347, 953	389, 042
	73	255, 299	291, 958	326, 602	348, 255	389, 646
	74	255, 601	292, 461	326, 803	348, 859	390, 150
	75	255, 904	292, 864	327, 307	349, 362	390, 754
	76	256, 105	293, 267	327, 811	349, 866	391, 359
	77	256, 306	293, 670	328, 415	350, 370	391, 862
	78	256, 609	293, 972	328, 918	350, 873	392, 366
	79	256, 911	294, 274	329, 422	351, 377	392, 869
	80	257, 112	294, 576	329, 825	351, 780	393, 373

	81	257, 314	294, 878	330, 429	352, 082	393, 675
	82	257, 616	295, 181	330, 933	352, 384	394, 178
	83	257, 918	295, 483	331, 335	352, 585	394, 581
	84	258, 119	295, 785	331, 839	352, 887	394, 984
	85	258, 321	295, 986	332, 343	353, 391	395, 387
	86		296, 188	332, 745	353, 693	
	87		296, 389	332, 947	353, 995	
	88		296, 590	333, 249	354, 297	
	89		296, 993	333, 652	354, 700	
	90		297, 195	334, 055	355, 002	
	91		297, 396	334, 357	355, 304	
	92		297, 598	334, 659	355, 607	
	93		298, 000	334, 961	356, 009	
	94		298, 202	335, 162	356, 311	
	95		298, 403	335, 565	356, 614	
	96		298, 705	335, 867	356, 916	
	97		299, 007	336, 069	357, 218	
	98		299, 209	336, 371	357, 621	
	99		299, 410	336, 673	358, 024	
	100		299, 712	336, 975	358, 426	
	101		300, 015	337, 177	358, 930	
	102		300, 216	337, 479	359, 333	
	103		300, 417	337, 781	359, 736	
	104		300, 720	337, 982	360, 138	
	105		301, 022	338, 184	360, 642	
	106			338, 385		
	107			338, 788		
	108			338, 989		
	109			339, 191		
	110			339, 594		
	111			339, 996		
	112			340, 399		
	113			340, 601		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 194, 370	円 221, 159	円 249, 861	円 263, 558	円 289, 339

備考 この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに共同調理場の学校栄養職員に適用する。

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に改める。

第二十三條第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第二十四条第二項及び別表第一から別表第三までの規定は令和六年四月一日から、改正後の条例第二十二條第二項及び第三項並びに第二十三條第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和六年十一月 日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額並びに期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額並びに期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例第59号）の一部改正（第1条による改正）

① 令和6年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおり引き上げることとする。（第22条関係）

職員の区分	改正前	改正後
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	120/100	130/100
定年前再任用短時間勤務職員	68.75/100	71.25/100

② 令和6年12月に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げることとする。（第23条関係）

職員の区分	改正前	改正後
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	102.5/100	107.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	48.75/100	51.25/100

③ 寒冷地手当の支給月額を次のとおり引上げることとする。（第24条第2項関係）

※（ ）内は改正前の支給月額

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	

秋田県	19,800円 (17,800円)	11,400円 (10,200円)	8,200円 (7,360円)
前項第2号に掲げる地域	29,400円 (26,380円) を限度に教育委員会規則で定める額	16,200円 (14,580円) を限度に教育委員会規則で定める額	11,500円 (10,340円) を限度に教育委員会規則で定める額

- ④ 職員に係る給料表の給料月額を引き上げることとする。（別表第1～別表第3関係）
- (2) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第2条による改正）
- ① 令和7年6月以降に支給する期末手当の支給割合を次のとおり引き下げる
こととする。（第22条関係）

職員の区分	改正前	改正後
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	130/100	125/100
定年前再任用短時間勤務職員	71.25/100	70/100

※参考（（ ）内は令和6年度）

職員の区分	支給割合	
	6月	12月
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	125/100 (120/100)	125/100 (130/100)
定年前再任用短時間勤務職員	70/100 (68.75/100)	70/100 (71.25/100)

- ② 令和7年6月以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおり引き下げる
こととする。（第23条関係）

職員の区分	改正前	改正後
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	107.5/100	105/100
定年前再任用短時間勤務職員	51.25/100	50/100

※参考（（ ）内は令和6年度）

職員の区分	支給割合	
	6月	12月
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	105/100 (102.5/100)	105/100 (107.5/100)
定年前再任用短時間勤務職員	50/100 (48.75/100)	50/100 (51.25/100)

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、2(2)は、令和7年4月1日から施行することとする。
- (2) 2(1)③及び④は令和6年4月1日から、2(1)①及び②は同年12月1日から適用することとする。
- (3) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

議案第 号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第二条 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の教育長の給与及び旅費等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和六年十一月 日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

- (1) 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和５８年秋田県条例第１７号）の一部改正（第１条による改正）

令和６年１２月に支給する期末手当の支給割合を１００分の１７７．５（現行１００分の１６２．５）に引き上げることとする。（第３条関係）

- (2) 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第２条による改正）

令和７年６月以降に支給する期末手当の支給割合を１００分の１７０（改正前１００分の１７７．５）に引き下げることとする。（第３条関係）

※参考

支給月	令和６年度の支給割合	令和７年度の支給割合
６月	１６２．５／１００	１７０／１００
１２月	１７７．５／１００	１７０／１００
年間支給割合	３４０／１００	３４０／１００

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、２(2)は、令和７年４月１日から施行することとする。
- (2) ２(1)は、令和６年１２月１日から適用することとする。
- (3) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

令和6年度12月補正予算の概要

1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 0 6 1 億 9, 2 3 4 万 4 千円
今 回 補 正 額	2 3 億 6, 4 6 2 万 8 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 0 8 5 億 5, 6 9 7 万 2 千円

2 補正予算の主な内容

(単位:千円)

(1) 給与費補正

○〔教職員給与課〕給与費補正（正職員・児童手当以外）

人事委員会勧告による給料月額等の改定及び実績見込みにより給与費を補正する。

○〔福利課〕給与費補正（正職員・児童手当）

児童手当法改正及び実績見込みにより児童手当を補正する。

・ 教 育 総 務 費	30,630 (⊖ 30,630)
・ 小 学 校 費	1,075,120 (国 312,267 ⊖ 762,853)
・ 中 学 校 費	449,470 (国 122,850 ⊖ 326,620)
・ 高 等 学 校 費	512,990 (⊖ 512,990)
・ 特別支援学校費	21,810 (国△ 5,768 ⊖ 27,578)
・ 社 会 教 育 費	39,920 (⊖ 39,920)
・ 保 健 体 育 費	△ 880 (⊖ △880)
・ 児 童 手 当	41,370 (⊖ 41,370)
合 計	2,170,430 (国 429,349 ⊖1,741,081)

○給与費補正（会計年度任用職員）

正職員の例によることとしている月例給、期末手当・勤勉手当の改定及び実績見込みにより、会計年度任用職員給与費を補正する。

・ 総 務 課	1,665 (国 7 ⊖ 1,658)
・ 施 設 整 備 室	377 (国 2 ⊖ 375)
・ 教職員給与課	2,309 (国 11 ⊖ 2,298)
・ 幼 保 推 進 課	2,987 (国 15 ⊖ 2,972)
・ 義 務 教 育 課	8,221 (⊖ 8,221)
・ 高 校 教 育 課	87,364 (⊖ 87,364)
・ 高総文祭推進室	327 (国 2 ⊖ 325)
・ 特別支援教育課	36,476 (⊖ 36,476)
・ 生 涯 学 習 課	22,314 (⊖ 22,314)
・ 文化財保護室	9,306 (国 7,963 国 47 ⊖ 1,296)
・ 保 健 体 育 課	338 (国 2 ⊖ 336)
・ 福 利 課	332 (国 1 ⊖ 331)
合 計	172,016 (国 7,963 国 87 ⊖ 163,966)

(2) 義務教育課

公立学校情報機器整備事業

14,850

市町村が行う小・中学校等における学習者用端末（1人1台端末）等の整備に対し助成する。

- ・ 補助基準額 5. 5万円／1台
- ・ 補助率 2／3（県10/10）
- ・ 補助件数 1件（北秋田市）

(3) 継続費補正（施設整備室）

事業名	補正理由	変更前			変更後		
		総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
横手高等学校整備事業 （建築工事分）	体育館棟等の仕様見直し及びグラウンド等屋外運動場整備工事の追加に伴い事業期間を延長するとともに、物価高騰の影響により総事業費を増額する。 1,178,089 （償）1,060,200 ○ 117,889	6,255,059	令和2年度	1,005,267	7,433,148	令和2年度	1,005,267
			令和3年度	1,639,655		令和3年度	1,639,655
			令和4年度	1,326,477		令和4年度	1,326,477
			令和5年度	1,079,858		令和5年度	1,079,858
			令和6年度	1,034,288		令和6年度	1,034,288
			令和7年度	169,514		令和7年度	687,609
						令和8年度	179,578
						令和9年度	376,896
						令和10年度	103,520
大曲高等学校整備事業 （建築工事分）	第一体育館・武道場棟等の仕様見直しに伴い事業期間を延長するとともに、物価高騰の影響により総事業費を増額する。 264,347 （償）237,800 ○ 26,547	6,981,010	令和3年度	678,300	7,245,357	令和3年度	678,300
			令和4年度	1,787,077		令和4年度	1,787,077
			令和5年度	1,757,742		令和5年度	1,757,742
			令和6年度	1,416,483		令和6年度	1,416,483
			令和7年度	643,931		令和7年度	590,899
			令和8年度	697,477		令和8年度	462,177
						令和9年度	526,721
						令和10年度	25,958

(4) 債務負担行為補正

○〔高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室〕

全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業

令和8年度に実施する本大会の総合開会式及びパレードの円滑な実施に向けて、本大会を想定したプレ大会の開催及び検証を行うための経費について、限度額を設定する。

- ・ 実施内容 プレ大会の実施（総合開会式及びパレード）、本大会実施計画等
- ・ 設定期間 令和7年度
- ・ 債務負担行為限度額 13,869千円

○〔生涯学習課〕あきたMuseum機能強化事業

県民に多彩で良質な芸術鑑賞の機会を提供するため、県立美術館、近代美術館、博物館及び農業科学館において開催する特別展の経費について、限度額を設定する。

- ・開催内容 タグチ・アートコレクション展、古代エジプト美術館展 等
- ・設定期間 令和7年度
- ・債務負担行為限度額 40,458千円

○〔生涯学習課〕県立美術館管理運営費

指定管理者制度導入施設の県立美術館の管理運営事業経費について、限度額を設定する。

- ・設定期間 令和7～8年度
- ・債務負担行為限度額 240,390千円

⑩ 国庫支出金	(国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)
⑨ 諸収入	(受託事業収入、費用収入、その他雑入)
⑧ 県債	
⑦ 繰入金	(基金会計からの繰入金)
⑥ 一般財源	

3 補正予算を除く12月議会提出予定案件

(1) 条例案

- ・市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額並びに期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の額を改定する必要がある。
- ・教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。

令和6年度教育委員会関係補正予算 現計予算との比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※補正予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
総務課	1,877,672	1,665	1,879,337
総務課施設整備室	6,000,111	377	6,000,488
教職員給与課	81,299,463	2,131,369	83,430,832
幼保推進課	6,804,291	2,987	6,807,278
義務教育課	987,821	23,071	1,010,892
高校教育課	5,651,958	87,364	5,739,322
高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室	28,792	1,827	30,619
特別支援教育課	1,135,376	36,476	1,171,852
生涯学習課	1,114,852	28,146	1,142,998
生涯学習課文化財保護室	595,468	9,306	604,774
保健体育課	264,097	338	264,435
福利課	432,443	41,702	474,145
歳 出 合 計	106,192,344	2,364,628	108,556,972

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
3 民生費		6,507,504	0	6,507,504
	2 児童福祉費	6,507,504		6,507,504
10 教育費		99,674,840	2,364,628	102,039,468
	1 教育総務費	17,201,661	104,357	17,306,018
	2 小学校費	24,754,700	1,075,120	25,829,820
	3 中学校費	17,745,845	449,470	18,195,315
	4 高等学校費	25,783,084	601,501	26,384,585
	5 特別支援学校費	10,780,355	57,350	10,837,705
	6 社会教育費	3,066,043	77,372	3,143,415
	7 保健体育費	343,152	△542	342,610
11 災害復旧費		10,000	0	10,000
	4 文教施設災害復旧費	10,000		10,000
歳 出 合 計		106,192,344	2,364,628	108,556,972

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分	説明	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
人件費	職員給与費、委員、非常勤職員報酬等	83,949,208	2,337,384	86,286,592
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料等	4,692,081	3,839	4,695,920
その他行政経費	扶助費 就学奨励費、奨学のための給付金等	2,301,078		2,301,078
	補助費等 市町村・民間団体等への補助金、謝礼金等	8,525,862	14,850	8,540,712
	積立金 基金会計への積立金	693		693
	貸付金 貸付金	504		504
	小計	10,828,137	14,850	10,842,987
維持補修費	県有施設（教育機関、県立学校等）の維持補修費	131,673		131,673
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	505,781	8,555	514,336
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	6,075,464		6,075,464
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	10,000		10,000
歳 出 合 計		106,192,344	2,364,628	108,556,972